

16 地域振興に関する道税の課税免除等

地域振興を図る観点から、指定地区内において個人又は法人が製造業等の用に供する設備等を取等又は新增設した場合、事業税などに課税免除又は不均一課税が適用されます。

● 課税免除

課税免除とは、取得等又は新增設した事業所を営む個人又は法人の事業税及び取得等又は新增設した家屋とその敷地の不動産取得税が課税されないものです。

● 不均一課税

不均一課税とは、新增設した事業所を営む個人又は法人の事業税及び新增設した家屋とその敷地の不動産取得税が一般の税率と異なる低い税率で課税されるものです。

● 該当要件

課税免除等は、青色申告書を提出する個人又は法人が、次の表の対象地区等に、一定の要件に該当する設備（施設）を取得等又は新增設した場合に適用を受けることができます。

適用要件の詳しい内容については、総合振興局、振興局又は道税事務所にお問い合わせください。
(P.68)

対象地区等 (根拠法律)	適用要件		課税免除等の内容(※1)	
	対象業種(施設)	対象設備(施設)の 取得価額(※2)等	事業税(※3)	不動産取得税
過疎地域産業振興促進区域 (過疎地域の持続的発展の 支援に関する特別措置法)	製造業、旅館業、情報サービス業、 有線放送業、インターネット付随サ ービス業、情報通信技術利用事業、 農林水産物等販売業(※4)	500万円以上 (※5)(※6)	課税免除 (3年間)	課税免除
	畜産業、水産業(個人に限る。)	自家労力日数 1/3超~1/2以下	課税免除 (5年間)	
産業振興促進区域(離 島振興対策実施地域の うち、離島振興計画で 定める区域) (離島振興法)	製造業、旅館業、情報サービス業、 有線放送業、インターネット付随サ ービス業、情報通信技術利用事業、 農林水産物等販売業(※8)	500万円以上 (※5)(※6)	課税免除 (3年間)	課税免除
	薪炭製造業(個人に限る。)	自家労力日数 1/3超~1/2以下	課税免除 (5年間)	
促進区域 (地域未来投資促進法)	製造業及び卸売業のうち農林漁業関 連業種	5,000万円超		課税免除
	上記以外のすべての業種	1億円超		
認定半島産業振興促進 計画区域 (半島振興法)	製造業、旅館業、有線放送業、ソフ トウェア業、情報処理・提供サービ ス業、インターネット付随サービ ス業、情報通信技術利用事業、農林水 産物等販売業(※8)	500万円以上 (※5)(※7)	不均一課税 (3年間)	不均一課税
原子力発電施設等立地地域 (原子力発電施設等立地地 域の振興に関する特別措 置法)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、 こん包業、卸売業	2,700万円超 雇用増15人超 (製造業を除く。)	不均一課税 (3年間)	不均一課税
特定地方活力向上地域 (地域再生法)	事務所(調査及び企画部門、情報処 理部門、研究開発部門、国際事業部 門、情報サービス事業部門、その他 管理業務部門)、研究所、研修所	3,800万円以上 (中小企業者は、 1,900万円)	【移転型事業】 不均一課税 (3年間)	【移転型事業】 課税免除 【拡充型事業】 不均一課税

※1 大規模償却資産に対して課税する「道固定資産税」についても課税免除等の適用があります。

※2 取得価額には、土地の取得価額を含みません(促進区域を除く)。

※3 外形標準課税適用の法人の事業税については、所得割のみ課税免除等の対象となります。

※4 市町村計画に定められた事業に限ります。

※5 租税特別措置法第12条又は第45条に規定する特別償却の適用を受けることができる設備(施設)である必要があります。

※6 製造業・旅館業の場合は、資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下の法人は1,000万円、1億円を超える法人は2,000万円となります。

※7 製造業・旅館業の場合は、資本金の額等が1,000万円を超え5,000万円以下の法人は1,000万円、5,000万円を超える法人は2,000万円となります。

※8 過疎地域産業振興促進区域において営む事業の用に供する設備を除く。

17 障がいのある方に対する軽減措置

障がいのある方は、申告を行うことによって課税所得から控除又は税が減免されることがあります。詳しくは、各税目のページをご覧ください。各問い合わせ先にご確認ください。

(注) 年齢については、その年の12月31日現在の状況によって判定します。

軽減措置の区分等			主な要件等				問い合わせ先
			障害者		特別障害者		
国 税	所得税	所得控除	障害者控除	本人、控除対象配偶者や扶養親族が障がいの場合1人当たり 27万円	本人が障がい者の場合 40万円	詳しくは税務署にご確認ください。	
				控除対象配偶者や扶養親族が障がいの場合1人当たり	非同居 40万円 同居 75万円		
		非課税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金 350万円までの預貯金等の利子等				
	相続税	障害者控除	障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円		障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円		
		非課税	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金を受ける権利				
	贈与税	非課税	精神に障がいがある方については信託受益権の価額のうち3,000万円まで		精神に障がいがある方については信託受益権の価額のうち6,000万円まで		
道 税	個人道民税	所得控除	障害者控除	本人、控除対象配偶者や扶養親族1人当たり26万円	本人、控除対象配偶者や扶養親族1人当たり ・別居の場合 30万円 ・同居の場合 53万円	課税と収納の事務は、市町村が行っていますので、詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。	
			非課税	前年の合計所得金額125万円以下の場合（ただし、退職手当等に係る所得割は課税されます。）			
	個人事業税	非課税	両眼の視力が0.06以下の方があん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復等の事業を行っている場合				
		減免	事業主控除をする前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合（最高7,500円減免）				
		非課税	ゴルフ場利用時に身体等に障がいを有していることが確認できる書類をゴルフ場に提示した場合				
		減免	身体に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまる場合				
自動車税環境性能割	減免	身体に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまる場合					
自動車税種別割	減免	身体に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまる場合					
市町村税	軽自動車税環境性能割	道税の自動車税環境性能割の欄をご覧ください。				詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。	
	軽自動車税種別割	市町村によっては、身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に当てはまる場合は、課税免除等が適用になることがあります。					
	個人市町村民税	道税の個人道民税の欄をご覧ください。					

<障がい者とは>

国税：納税者自身（所得税の障害者控除については、控除対象配偶者や扶養親族を含む。）が次の表に該当する方
道税（個人道民税）及び市町村税（個人市町村民税）：納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が次の表に該当する方

障害者	特別障害者
身体障害者手帳 3級～6級	身体障害者手帳 1級・2級
中度・軽度の知的障害者	重度の知的障害者
精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	精神障害者保健福祉手帳 1級
年齢65歳以上の方で、「身体障害者に準ずる者」など障害者控除対象者認定書等により対象として認められる方	年齢65歳以上の方で、「特別身体障害者に準ずる者」又は「ねたきり」など特別障害者控除対象者認定書等により対象として認められる方

(注) 個人住民税以外の税目については、それぞれ要件が異なります。

18 納税証明書

納税者の方の個人情報を保護するため、請求できる方を限定し、請求者の確認を行います。

交付請求書は北海道税務課のホームページでダウンロードできます。

請求窓口	総合振興局、振興局又は道税事務所
請求できる方	納税者本人、法人の場合は法人の代表者、本人又は代表者から委任を受けた代理人
請求者の確認	運転免許証、個人番号カード等、請求者本人であることが確認できる書類の提示
必要なもの	交付手数料相当額の北海道収入証紙（※1）、領収証書及び申告書（※2） 委任状（代理人が請求する場合）
証明事項	納付（入）した額、未納の額、滞納のないこと、滞納処分を受けたことがないこと等
交付手数料	証明事項1件につき400円

※1 北海道収入証紙は、請求窓口では取り扱っていませんので、あらかじめ総合振興局又は振興局の売店、銀行などでご購入ください（一部の銀行では北海道収入証紙を取り扱っていませんので、事前にご確認ください）。

※2 納税証明書の交付請求を行う窓口以外で納税及び申告書を提出し、すぐに納税証明書の必要な方は、提示が必要です。